

議 案 参 考 資 料

令和 7 年 6 月 定例会

(目 次)

○大村市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の概要 (第 5 2 号議案関係)	(1)
○大村市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の改正概要 (第 5 3 号 議案関係)	(2)
○大村市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例 (新旧対照表) (第 5 3 号議案関係)	(3)
○大村市職員退隠料等支給条例の一部を改正する条例の改正概要 (第 5 4 号議 案関係)	(6)
○大村市職員退隠料等支給条例の一部を改正する条例 (昭和 4 9 年大村市条例 第 2 5 号) (新旧対照表) (第 1 条関係) (第 5 4 号議案関係)	(7)
○大村市職員退隠料等支給条例の一部を改正する条例 (昭和 5 1 年大村市条例 第 2 4 号) (新旧対照表) (第 2 条関係) (第 5 4 号議案関係)	(8)
○大村市職員の育児休業等に関する条例の改正概要 (第 5 5 号議案関係)	(9)
○大村市職員の育児休業等に関する条例 (新旧対照表) (第 5 5 号議案関係)	(1 0)
○大村市税条例の改正概要 (第 5 6 号議案関係)	(1 5)
○大村市税条例 (新旧対照表) (第 5 6 号議案関係)	(1 7)
○大村市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固 定資産税の課税免除に関する条例の改正概要 (第 5 7 号議案関係)	(2 4)
○大村市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固 定資産税の課税免除に関する条例 (新旧対照表) (第 5 7 号議案関係)	(2 5)
○消防ポンプ自動車図面 (第 5 8 号議案関係)	(2 6)
○物品等入札状況調書 (第 5 8 号議案関係)	(2 7)
○大村市学校施設長寿命化計画に基づく工事一覧 (第 5 9 号議案関係)	(2 8)
○旭が丘小学校位置図 (第 5 9 号議案関係)	(3 0)
○旭が丘小学校配置図 (第 5 9 号議案関係)	(3 1)
○旭が丘小学校屋内運動場平面図 (第 5 9 号議案関係)	(3 2)

○入札結果（旭が丘小学校屋内運動場長寿命化改良建築工事）（第 5 9 号議案 関係）	（ 3 3 ）
○大村市総合運動公園位置図（第 6 0 号議案関係）	（ 3 4 ）
○大村市総合運動公園多目的広場平面図（第 6 0 号議案関係）	（ 3 5 ）
○入札結果（大村市総合運動公園多目的広場人工芝敷設工事）（第 6 0 号議案 関係）	（ 3 6 ）
○工事請負契約の変更について（よし川防潮堰躯体工事）（第 6 1 号議案関係）	（ 3 7 ）
○大村市税条例及び大村市都市計画税条例の改正概要（第 6 2 号議案関係） …	（ 3 8 ）
○大村市税条例（新旧対照表）（第 1 条関係）（第 6 2 号議案関係）	（ 3 9 ）
○大村市都市計画税条例（新旧対照表）（第 2 条関係）（第 6 2 号議案関係）	（ 4 3 ）
○大村市国民健康保険条例の改正概要（第 6 3 号議案関係）	（ 4 4 ）
○大村市国民健康保険条例（新旧対照表）（第 6 3 号議案関係）	（ 4 5 ）
○市道上の自動車破損事故について（報告第 1 1 号関係）	（ 4 7 ）
○市道上の歩行者負傷事故について（報告第 1 2 号関係）	（ 4 9 ）
○大村市立大村中学校における自動車損傷事故について（報告第 1 3 号関係）	（ 5 1 ）
○印鑑登録の手続における印鑑破損事故について（報告第 1 4 号関係）	（ 5 3 ）

大村市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の概要（第52号議案関係）

1 制定の理由

児童福祉法の改正により、新たに認可事業として位置付けられる乳児等通園支援事業（※1）について、国の定める基準に基づき、設備及び運営に関する基準について市の条例で定めることとされたため、本条例を制定するものである。

※1 保育所等において、乳児又は幼児であって満3歳未満のもの（保育所に入所しているもの等を除く。）に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該乳児又は幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業（いわゆる「こども誰でも通園制度」）をいう。

2 条例に定める基準のうち主なもの

(1) 乳児等通園支援事業の区分（第20条）

乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業（※2）及び余裕活用型乳児等通園支援事業（※3）とする。

※2 乳児等通園支援事業であって、余裕活用型乳児等通園支援事業に該当しないものをいう。

※3 保育所、認定こども園、家庭的保育事業等を行う事業所において、利用児童が定員に満たない場合に利用定員の範囲内で乳児及び幼児を対象として行う乳児等通園支援をいう。

(2) 一般型乳児等通園支援事業（第21条～第24条）

一般型乳児等通園支援事業を行う事業所の設備、当該事業所に従事する職員の基準等について規定する。

ア 設備

事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、利用する乳児及び幼児の安全を確保するための施設及び設備を備えなければならない。

イ 職員

乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうちの半数以上は保育士とする。ただし、1事業所当たり2人を下回ることはできない。

(3) 余裕活用型乳児等通園支援事業（第25条・第26条）

余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所の設備及び当該事業所に従事する職員の基準は、当該事業所の区分に応じた国の基準による旨を規定する。

3 施行期日

公布の日

大村市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の改正概要（第53号議案関係）

1 改正の理由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正を踏まえた国家公務員の取扱状況に鑑み、妊娠、出産等についての申出をした職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（以下「出生時両立支援制度等」（※1）という。）及び3歳に満たない子を養育する職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（以下「育児期両立支援制度等」（※2）という。）の取扱いについて、規定するものである。

※1 育児短時間勤務、部分休業、育児時間の取得、休憩時間の延長又は短縮等

※2 育児短時間勤務、部分休業、休憩時間の延長又は短縮等

2 改正の内容

(1) 出生時両立支援制度等に係る周知、意向の確認等の義務付け

妊娠、出産等についての申出をした職員に対し、次に掲げる措置を講じることが義務付けられる。

ア 出生時両立支援制度等その他の事項を知らせるための措置

イ 出生時両立支援制度等の請求等に係る当該職員の意向を確認するための措置

ウ 当該申出に係る子の心身の状況等に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る当該職員の意向を確認するための措置

(2) 育児期両立支援制度等に係る周知、意向の確認等の義務付け

3歳に満たない子を養育する職員に対し、次に掲げる措置を講じることが義務付けられる。

ア 育児期両立支援制度等その他の事項を知らせるための措置

イ 育児期両立支援制度等の請求等に係る当該職員の意向を確認するための措置

ウ 当該子の心身の状況等に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る当該職員の意向を確認するための措置

3 施行期日

令和7年10月1日

大村市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例（新旧対照表）

改正後	改正前
(介護休暇) 第14条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（第17条第1項において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 2・3 略 (妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等) 第16条 任命権者は、大村市職員の育児休業等に関する条例（平成4年大村市条例第11号）第25条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならぬ。 (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置 (2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置 (3) 大村市職員の育児休業等に関する条例第25条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発	(介護休暇) 第14条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（第16条第1項において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 2・3 略

改正後	改正前
生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置 2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置 (2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置 (3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置 3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。 (配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等) 第17条 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。 2・3 略	(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等) 第16条 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。 2・3 略

改正後	改正前
(勤務環境の整備に関する措置) 第18条 略 (委任) 第19条 略	(勤務環境の整備に関する措置) 第17条 略 (委任) 第18条 略

大村市職員退隠料等支給条例の一部を改正する条例の改正概要（第 5 4 号議案関係）

1 改正の理由

昭和 3 7 年 1 1 月 3 0 日以前に退職した職員又はその遺族に支給する年金（普通退隠料及び扶助料）の額については、恩給法の規定による恩給の額に準じて条例で規定している。恩給の改定率を定める政令が改正されたことに伴い、次のとおり条例を改正するものである。

2 改正の内容

普通退隠料の受給資格を有する職員が昭和 3 7 年 1 1 月 3 0 日以前に死亡した場合に、その遺族に対して支給する扶助料の最低保障額及び寡婦加算額を、以下のとおり引き上げる。

区分	改正前	改正後	差額
最低保障額（年額）	813, 400 円	829, 200 円	15, 800 円
寡婦加算額（年額）	156, 000 円	159, 000 円	3, 000 円

3 施行期日

公布の日（令和 7 年 4 月 1 日から適用）

改正後	改正前																								
附 則 1 ～ 5 略 (長期在職者等の退隠料年額についての特例) 6 普通退隠料又は扶助料で、次の表の左欄の区分に対応する同表の中欄に掲げる区分のいずれかに該当するものの令和7年4月分以降の年額がそれぞれ同表の左欄及び中欄に掲げる区分に対応する同表の右欄に掲げる額に満たないときは、当該右欄に掲げる額をもってその年額とする。 <table><tr><th>普通退隠料又は扶助料</th><th>普通退隠料又は扶助料の算定の基礎となる通算在職年の年数</th><th>金額</th></tr><tr><td colspan="3">略</td></tr><tr><td>扶助料</td><td>在職15年以上</td><td>829,200円</td></tr><tr><td colspan="3">略</td></tr></table> 7 ～ 11 略 附則別表 (附則第2項関係) 略	普通退隠料又は扶助料	普通退隠料又は扶助料の算定の基礎となる通算在職年の年数	金額	略			扶助料	在職15年以上	829,200円	略			附 則 1 ～ 5 略 (長期在職者等の退隠料年額についての特例) 6 普通退隠料又は扶助料で、次の表の左欄の区分に対応する同表の中欄に掲げる区分のいずれかに該当するものの令和6年4月分以降の年額がそれぞれ同表の左欄及び中欄に掲げる区分に対応する同表の右欄に掲げる額に満たないときは、当該右欄に掲げる額をもってその年額とする。 <table><tr><th>普通退隠料又は扶助料</th><th>普通退隠料又は扶助料の算定の基礎となる通算在職年の年数</th><th>金額</th></tr><tr><td colspan="3">略</td></tr><tr><td>扶助料</td><td>在職15年以上</td><td>813,400円</td></tr><tr><td colspan="3">略</td></tr></table> 7 ～ 11 略 附則別表 (附則第2項関係) 略	普通退隠料又は扶助料	普通退隠料又は扶助料の算定の基礎となる通算在職年の年数	金額	略			扶助料	在職15年以上	813,400円	略		
普通退隠料又は扶助料	普通退隠料又は扶助料の算定の基礎となる通算在職年の年数	金額																							
略																									
扶助料	在職15年以上	829,200円																							
略																									
普通退隠料又は扶助料	普通退隠料又は扶助料の算定の基礎となる通算在職年の年数	金額																							
略																									
扶助料	在職15年以上	813,400円																							
略																									

改正後	改正前
附 則 1・2 略 （扶助料の年額に係る加算の特例） 3 退隠料条例第25条第1項第1号又は第3号に規定する扶助料を受ける者が妻であって、その妻が60歳以上である場合には、その年額に、159,000円を加えるものとする。 3の2～7 略 附則別表（附則第2項関係） 略	附 則 1・2 略 （扶助料の年額に係る加算の特例） 3 退隠料条例第25条第1項第1号又は第3号に規定する扶助料を受ける者が妻であって、その妻が60歳以上である場合には、その年額に、156,000円を加えるものとする。 3の2～7 略 附則別表（附則第2項関係） 略

大村市職員の育児休業等に関する条例の改正概要（第 55 号議案関係）

1 改正の理由

地方公務員の育児休業等に関する法律（以下「法」という。）の改正に伴い、育児を行う職員に係る部分休業制度（※）について次のとおり改正するものである。

※ 小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、公務の運営に支障のない範囲で、1 日の勤務時間の全部又は一部について勤務しないことができる制度（非常勤職員を含む。）

2 改正の内容

(1) 部分休業制度の拡充に伴う規定の整備

法の改正により、育児を行う職員に係る部分休業制度が拡充されることから、当該制度の実施に当たり、所要の規定を整備する。

【法改正による部分休業制度の拡充内容】

現行の 1 日につき 2 時間を超えない範囲内の区分に加え、1 年につき条例で定める時間を超えない範囲内の区分を設け、いずれかの区分を選択できることとする。

改正前	改正後
1 日につき 2 時間を超えない範囲内で勤務しないことができる。	① 1 日につき 2 時間を超えない範囲内で勤務しないことができる（以下「1 号部分休業」という。）。 ② 1 年につき条例で定める時間を超えない範囲内で勤務しないことができる（以下「2 号部分休業」という。）。

【条例の主な規定内容】

- ・ 1 号部分休業の承認については 30 分を、2 号部分休業の承認については 1 時間（1 日の勤務時間の全部に係る承認にあっては、1 日）を単位として行う。
- ・ 2 号部分休業について、条例で定める時間を以下のとおりとする。
 - ア 非常勤職員以外の職員 77 時間 30 分（10 日相当）
 - イ 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日 1 日当たりの勤務時間数に 10 を乗じて得た時間

(2) 所要の条文整理

3 施行期日

令和 7 年 10 月 1 日（一部は公布の日）

大村市職員の育児休業等に関する条例（新旧対照表）

改正後	改正前												
(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成30年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項、第14条及び第15条（これらの規定を同法第17条において準用する場合を含む。）、第17条、第18条第3項並びに第19条第1項から第3項まで及び第5項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、職員の育児休業等に関する事項を定めるものとする。 (育児短時間勤務をしている職員についての一般職の職員の給与に関する条例の特例) 第17条 育児短時間勤務をしている職員（育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）についての一般職の職員の給与に関する条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 <table border="1"> <tr> <td>略</td><td>略</td></tr> <tr> <td>第10条の5第2項</td><td>定年前再任用短時間勤務職員</td></tr> <tr> <td>略</td><td>略</td></tr> </table> (任期付短時間勤務職員についての一般職の職員の給与に関する条例の特例) 第20条 任期付短時間勤務職員についての一般職の職員の給与に関する条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲	略	略	第10条の5第2項	定年前再任用短時間勤務職員	略	略	(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成30年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項、第14条及び第15条（これらの規定を同法第17条において準用する場合を含む。）、第17条、第18条第3項並びに第19条第1項及び第2項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、職員の育児休業等に関する事項を定めるものとする。 (育児短時間勤務をしている職員についての一般職の職員の給与に関する条例の特例) 第17条 育児短時間勤務をしている職員（育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）についての一般職の職員の給与に関する条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 <table border="1"> <tr> <td>略</td><td>略</td></tr> <tr> <td>第10条の5第2項</td><td>再任用短時間勤務職員</td></tr> <tr> <td>略</td><td>略</td></tr> </table> (任期付短時間勤務職員についての一般職の職員の給与に関する条例の特例) 第20条 任期付短時間勤務職員についての一般職の職員の給与に関する条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲	略	略	第10条の5第2項	再任用短時間勤務職員	略	略
略	略												
第10条の5第2項	定年前再任用短時間勤務職員												
略	略												
略	略												
第10条の5第2項	再任用短時間勤務職員												
略	略												

改正後	改正前												
げる字句とする。 <table border="1"> <tr> <td colspan="2">略</td></tr> <tr> <td>第10条の第2項</td><td>定年前再任用短時間勤務職員</td></tr> <tr> <td colspan="2">略</td></tr> <tr> <td>第19条第2項</td><td>第9条</td></tr> <tr> <td colspan="2">略</td></tr> <tr> <td colspan="2">定年前再任用短時間勤務職員</td></tr> </table>		略		第10条の第2項	定年前再任用短時間勤務職員	略		第19条第2項	第9条	略		定年前再任用短時間勤務職員	
略													
第10条の第2項	定年前再任用短時間勤務職員												
略													
第19条第2項	第9条												
略													
定年前再任用短時間勤務職員													
(部分休業をすることができない職員) 第21条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 略 (2) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員の職を占める職員を除く。次条において同じ。) (第1号部分休業の承認) 第22条 育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。	(部分休業をすることができない職員) 第21条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 略 (2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。) (部分休業の承認) 第22条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条令第4条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。												
2 労働基準法第67条第1項の規定による育児時間（以下「育児	2 労働基準法第67条第1項の規定による育児時間（以下「育児												

改正後	改正前
時間」という。)又は勤務時間条例第14条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員(非常勤職員を除く。)に対する第1号部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 3 非常勤職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成30年法律第76号)第61条の2第2項の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。))の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 (第2号部分休業の承認) 第22条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第2号部分休業」という。))の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間の第2号部分休業を承認することができる。 (1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数 (2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数 (育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)	時間」という。)又は勤務時間条例第14条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員(非常勤職員を除く。)に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成30年法律第76号)第61条の2第2項の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。))の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

改正後	改正前
第22条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。 (育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間) 第22条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。 (1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分 (2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間 (育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情) 第22条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定により申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。 (部分休業をしている職員の給与の取扱い) 第23条 職員が育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、一般職の職員の給与に関する条例第7条第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。 (部分休業の承認の取消事由) 第24条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法	(部分休業をしている職員の給与の取扱い) 第23条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、一般職の職員の給与に関する条例第7条第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。 (部分休業の承認の取消事由) 第24条 第5条の規定は、部分休業について準用する。

改正後	改正前
第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。	

大村市税条例の改正概要（第 5 6 号議案関係）

1 公示送達の方法の見直し

（第 1 1 条関係）（施行期日：地方税法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 1 号）附則第 1 条第 1 2 号に掲げる規定の施行の日）

地方税法及び地方税法施行規則の改正に伴い、公示送達の方法を以下のとおり見直す。

改正前	改正後
公示事項が記載された書面を市の掲示場に掲示する。	・ 公示事項を市のウェブサイト等に表示する。 ・ 公示事項が記載された書面を市の掲示場に掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の画面に表示する。

2 個人市民税における特定親族特別控除の創設に伴う規定の整備

（第 2 6 条の 2、第 2 8 条の 2、第 2 8 条の 3 の 2 及び第 2 8 条の 3 の 3 関係）（施行期日：令和 8 年 1 月 1 日）

地方税法の改正に伴い、個人市民税における所得控除に「特定親族特別控除」(※)が創設されることから、所要の規定を整備する。

※ 所得割の納税義務者と生計を一にする 1 9 歳以上 2 3 歳未満の者（大学生年代の子等）のうち、特定扶養控除の対象とならない前年の合計所得金額が 5 8 万円を超え、1 2 3 万円以下のものを有する所得割の納税義務者について、前年の総所得金額等から最高 4 5 万円を控除するもの

<参考 特定親族特別控除の額>

区分	(参考) 特定扶養控除	特定親族特別控除						
給与 収入 金額	123万円 以下	123 万円 超 160 万円 以 下	160 万円 超 165 万円 以 下	165 万円 超 170 万円 以 下	170 万円 超 175 万円 以 下	175 万円 超 180 万円 以 下	180 万円 超 185 万円 以 下	185 万円 超 188 万円 以 下
所得 金額	58万円 以下(注)	58万円超95 万円以下	95 万円 超 100 万円 以 下	100 万円 超 105 万円 以 下	105 万円 超 110 万円 以 下	110 万円 超 115 万円 以 下	115 万円 超 120 万円 以 下	120 万円 超 123 万円 以 下
控除額	45万円	45万円	41万円	31万円	21万円	11万円	6万円	3万円

注 令和 8 年度の個人市民税から、扶養控除に係る所得要件が 5 8 万円（現行 4 8 万円）に引き上げられる。

3 市たばこ税における加熱式たばこの課税標準の見直し

(附則第16項の8から附則第16項の11までの規定関係)(施行期日:令和8年4月1日)

加熱式たばこについては、その本数を紙巻たばこの本数に換算した上で課税することとされており、地方税法の改正に伴い、当分の間、その換算方法を以下のとおり見直す。なお、見直しは、激変緩和の観点から令和8年4月1日及び同年10月1日の2段階で実施される。

<改正前>

加熱式たばこ1箱の紙巻たばこの本数への換算値 = A + B

$$A = \frac{\text{加熱式たばこ1箱当たりの重量(巻紙、フィルター等の重量を除く。)}}{0.4\text{ g}} \times 0.5$$

$$B = \frac{\text{加熱式たばこ1箱当たりの小売定価(消費税抜)}}{\text{紙巻たばこ1本当たりの平均小売価格(※)}} \times 0.5$$

※ 紙巻たばこ1本当たりの国及び地方のたばこ税並びにたばこ特別税に相当する金額の合計額を100分の60で除して得た額



<改正後>

加熱式たばこの区分に応じ、①又は②のとおり換算する。

①紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ

加熱式たばこ0.35g(※) = 紙巻たばこ1本

※ 1本当たりの重量が0.35g未満の加熱式たばこは、紙巻たばこ1本とする。

②上記①以外の加熱式たばこ

加熱式たばこ0.2g(※) = 紙巻たばこ1本

※ 1箱当たりの重量が4g未満の加熱式たばこは、紙巻たばこ20本とする。

<経過措置>

売渡し等の時期	加熱式たばこの紙巻たばこへの換算方法
～R8.3.31 ↓	改正前の換算方法
R8.4.1～R8.9.30 ↓	改正前の換算方法×0.5 + 改正後の換算方法×0.5
R8.10.1～	改正後の換算方法

4 その他の改正

所要の条文整理を行う。

大村市税条例（新旧対照表）

改正後	改正前
(公示送達) 第11条 法第20条の2の規定による公示送達は、公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができ、状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を大村市公告式条例（昭和26年大村市条例第42号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができ、状態に置く措置をとることによつてする。	(公示送達) 第11条 法第20条の2の規定による公示送達は、大村市公告式条例（昭和26年大村市条例第42号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示して行う。
(納税証明事項) 第11条の3 施行規則第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他のやむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。	(納税証明事項) 第11条の3 地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他のやむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。
(所得控除) 第26条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養	(所得控除) 第26条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶

改正後	改正前
控除額又は特定親族特別控除額を、前年の合計所得金額が25,000,000円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。 (寄附金税額控除) 第26条の6 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金（県内に事務所又は事業所を有する法人又は団体に対するもので、かつ、当該事務所又は事業所において収納されたものに限る。）を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあつては、当該控除対象寄附金を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第26条の3及び前条の場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額の額を超えるときは、当該控除額の額に相当する金額とする。 (1)～(8) 略 (9) 所得税法第78条第2項第4号に規定する公益信託のうち、公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）第6条の規定により長崎県知事の認可を受けたものの信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金 (10) 略 2 略 (市民税の申告) 第28条の2 第16条第1項第1号に掲げる者は、3月15日まで	養控除額を、前年の合計所得金額が25,000,000円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。 (寄附金税額控除) 第26条の6 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金（県内に事務所又は事業所を有する法人又は団体に対するもので、かつ、当該事務所又は事業所において収納されたものに限る。）若しくは金銭を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあつては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第26条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額の額を超えるときは、当該控除額の額に相当する金額とする。 (1)～(8) 略 (9) 所得税法第78条第3項に規定する特定公益信託のうち、公益信託ニ関スル法律（大正11年法律第62号）第2条の規定により長崎県知事又は長崎県教育委員会の許可を受けたものの信託財産とするために支出した金銭 (10) 略 2 略 (市民税の申告) 第28条の2 第16条第1項第1号に掲げる者は、3月15日まで

改正後	改正前
でに、施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならぬ。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第26条の6の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第17条第2項に規定するもの（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。	でに、施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならぬ。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第26条の6の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第17条第2項に規定するもの（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

改正後	改正前
(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書) 第28条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。 (1)・(2) 略 (3) 扶養親族又は特定親族の氏名 (4) 略 2～6 略	(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書) 第28条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。 (1)・(2) 略 (3) 扶養親族の氏名 (4) 略 2～6 略
(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書) 第28条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第35条に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。)に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。))若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))を有する者(以下この条において「公的年金等受	(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書) 第28条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第35条に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。)に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。))を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1

改正後	改正前
給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。 (1)・(2) 略 (3) 扶養親族又は特定親族の氏名 (4) 略 2～5 略 附 則 1～11の2 略	項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。 (1)・(2) 略 (3) 扶養親族の氏名 (4) 略 2～5 略 附 則 1～11の2 略
(加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例) 12～16の7 略	(公益法人等に係る市民税の課税の特例) 11の3 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段(同条第6項から第10項まで及び第11項(同条第12項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定によりみなして適用する場合を含む。)の規定の適用を受けた同法第40条第3項に規定する公益法人等(同条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。)を同条第3項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、令附則第3条の2の3で定めるところにより、これに同項に規定する財産(同法第40条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。)に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る市民税の所得割を課する。 12～16の7 略

改正後	改正前
16の8 令和8年4月1日以後に第74条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第74条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第75条の2の規定により製造たばことなされるものを含む。以下この項から附則第16項の11までにおいて同じ。）に係る第76条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第74条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。 (1) 葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。）当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から附則第16項の10までにおいて同じ。）の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法 (2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法 16の9 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適	

改正後	改正前
用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。 16の10 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。 16の11 附則第16項の8第2号に掲げる加熱式たばこ（第75条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。 (1) 附則第16項の8第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの (2) 附則第16項の8第2号に掲げる加熱式たばこ（第75条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であって当該加熱式たばこのみの品目のもの	17～43 略

大村市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための 固定資産税の課税免除に関する条例の改正概要（第 57 号議案関係）

1 改正の理由

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 26 条の地方公共団体等を定める省令の改正を踏まえ、課税免除の適用期限を延長するため、次のとおり改正するものである。

※地域経済牽引事業…本県の地域の特性（農林水産資源、電子部品の製造業等の集積など）を生かして高い付加価値を創出し、地域経済を牽引する事業として、県の承認及び国の確認を受けたもの

2 改正の内容

		改正前	→	改正後
対象 施設等	家屋 及び 償却 資産	地域経済牽引事業に係る対象施設の用に供する部分（事務所等を除き、国が県の基本計画に同意した日（平成 29 年 9 月 29 日）から 令和 7 年 3 月 31 日までに設置したもの）		地域経済牽引事業に係る対象施設の用に供する部分（事務所等を除き、国が県の基本計画に同意した日（平成 29 年 9 月 29 日）から 令和 10 年 3 月 31 日までに設置したもの）
	土地	地域経済牽引事業に係る対象施設の敷地（平成 29 年 9 月 29 日以後に取得し、取得から 1 年以内に当該対象施設の建設に着手したもの）		
免除期間		3 年間		
国の 財政措置		課税免除による固定資産税減収額の 4 分の 3 に対し、普通交付税による補てん措置あり		

3 施行期日

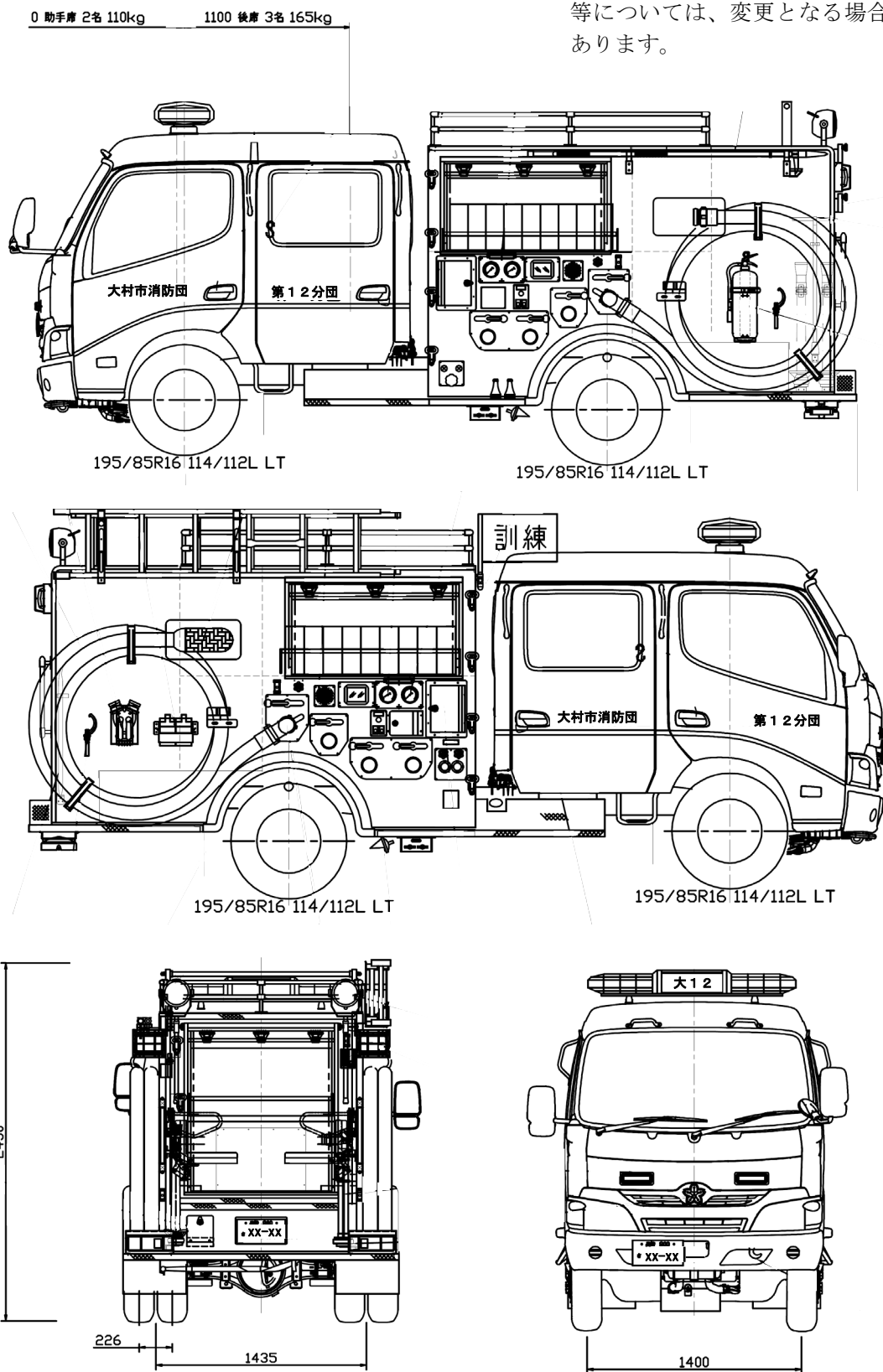
公布の日

大村市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例（新旧対照表）

改正後	改正前
(課税免除) 第3条 市長は、承認地域経済牽引事業のための施設のうち対象施設を促進区域内（本市の区域内に限る。）に設置した承認地域経済牽引事業者について、平成29年9月29日（以下この項において「同意日」という。）から令和10年3月31日までに設置した当該対象施設の用に供する家屋若しくは構築物（当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。）又はこれらの敷地である土地（同意日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。以下「課税免除対象施設等」という。）に対する固定資産税の課税を免除することができる。 2 略	(課税免除) 第3条 市長は、承認地域経済牽引事業のための施設のうち対象施設を促進区域内（本市の区域内に限る。）に設置した承認地域経済牽引事業者について、平成29年9月29日（以下この項において「同意日」という。）から令和7年3月31日までに設置した当該対象施設の用に供する家屋若しくは構築物（当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。）又はこれらの敷地である土地（同意日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。以下「課税免除対象施設等」という。）に対する固定資産税の課税を免除することができる。 2 略

消防ポンプ自動車図面

※車体を除く取付品等の位置、寸法等については、変更となる場合があります。



物品等入札状況調書

入札物件 消防ポンプ自動車

担当課 安全対策課

入札日時・場所 令和 7 年 4 月 2 3 日（水） 午前 1 1 時 市役所第 6 会議室

番号	業者名		入札額		再入札額	備考
1	ヤナセ産業(株)	2	25,700,000			
2	(株)ナカムラ消防化学	1	25,000,000			落札
3	(株)ツクモ	3	26,000,000			
4	(株)ユタカ防災サービス 大村支店	4	26,200,000			
5	ユニオン防災	5	27,000,000			

上記のとおり入札を執行しましたので
公表いたします。

令和 7 年 4 月 2 3 日

大村市長 園田 裕史

上記の金額に100分の10に相当する額を加算した金額が
法律上の申込みに係る価格である。

大村市学校施設長寿命化計画に基づく工事一覧

■中学校

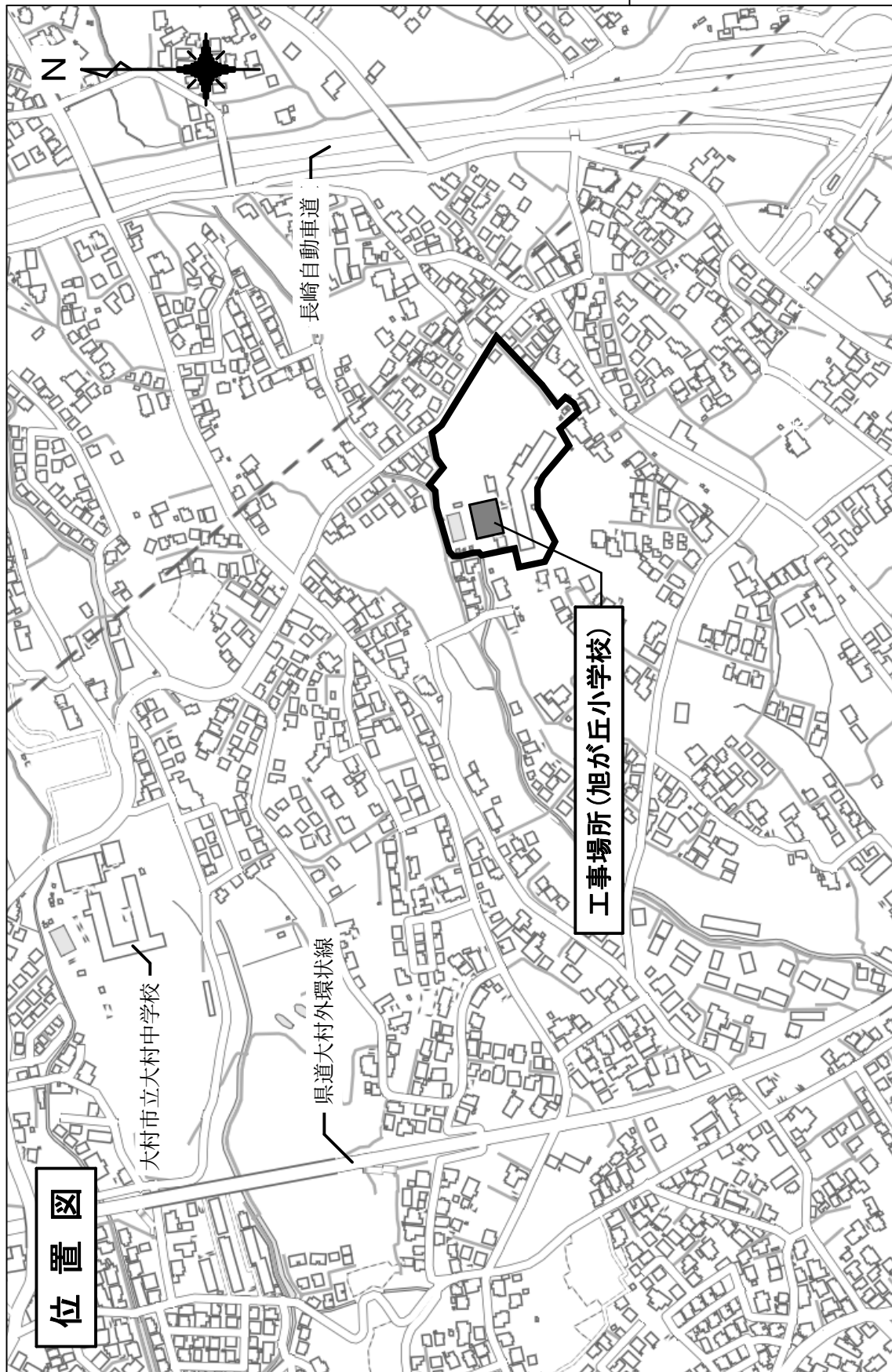
番号	学校名	工事名	契約金額（円）	工事期間
1	西大村	屋内運動場改築建築工事	789,529,400	令和5年10月3日～ 令和7年2月3日
		屋内運動場改築設備工事 ほか2件	131,771,200	令和5年10月3日～ 令和7年2月17日 ほか
		令和12年以降予定 校舎（解体） 令和13年以降予定 校舎（改築） 令和15年以降予定 武道場（長寿命化改修）		
2	郡	武道場大規模改造建築工事 ほか3件	87,646,900	令和5年6月28日～ 令和6年2月27日 ほか
		令和9年以降予定 屋内運動場（改築） 令和11年以降予定 屋内運動場（解体） 令和15年以降予定 校舎（改築及び大規模改造）		
3	玖 島	校舎大規模改造建築工事	426,580,000	令和7年3月3日～ 令和9年1月15日
		校舎大規模改造設備工事 ほか1件	203,172,200	令和7年3月27日～ 令和9年1月15日
		令和11年以降予定 屋内運動場（解体・改築） 令和15年以降予定 武道場（大規模改造）		
4	大 村	令和14年以降予定 校舎の一部（長寿命化改修） 令和15年以降予定 校舎の一部、屋内運動場（長寿命化改修） 武道場（大規模改造）		
5	萱 瀬	令和10年以降予定 校舎、屋内運動場（改築） 令和14年以降予定 校舎、屋内運動場（解体）		
6	桜が原	令和15年以降予定 校舎の一部、屋内運動場（長寿命化改修） 校舎の一部、武道場（大規模改造）		

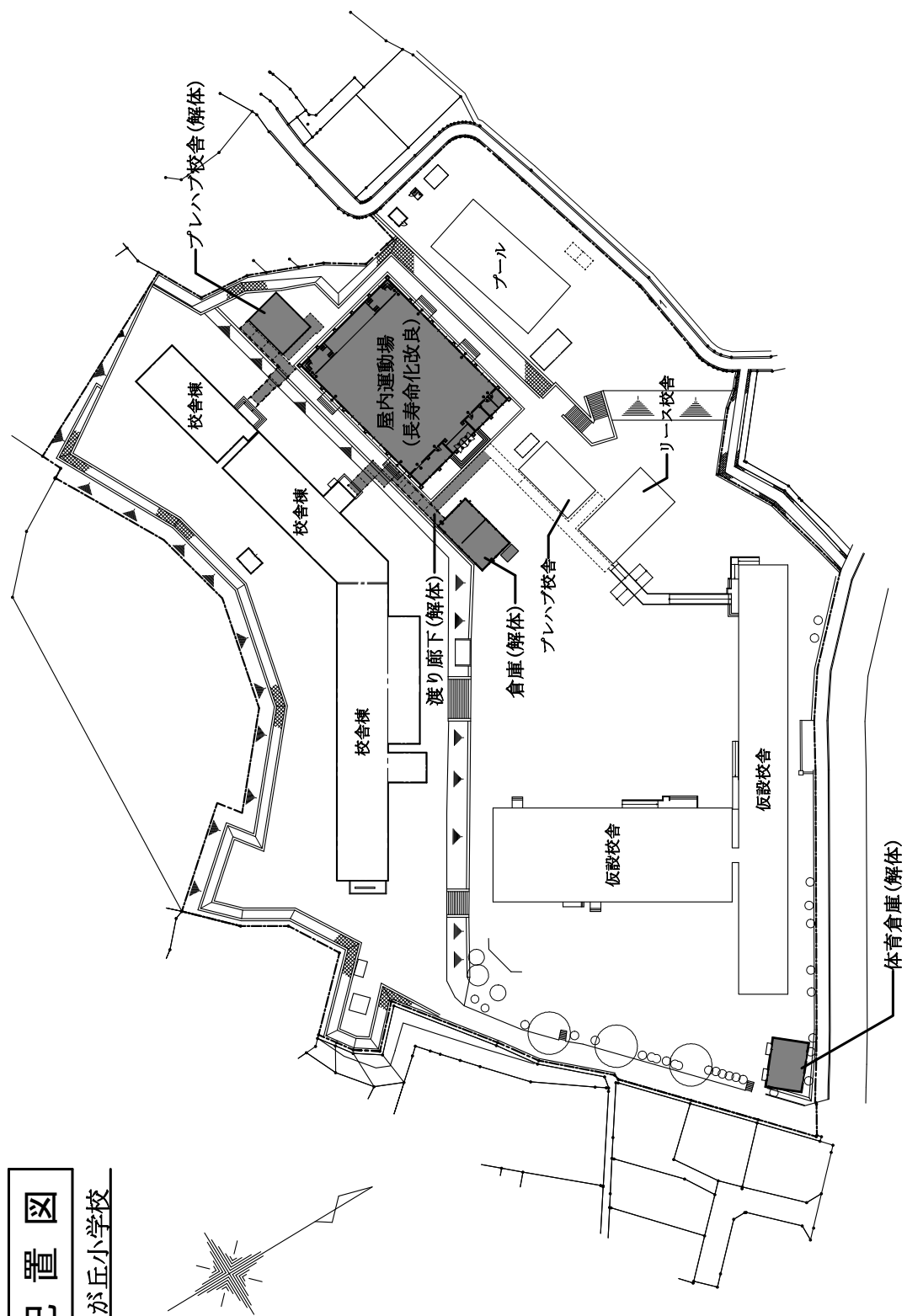
■小学校

番号	学校名	工事名	契約金額（円）	工事期間
1	福 重	校舎改築建築工事	1,456,461,600	令和5年10月3日～ 令和7年2月7日
		校舎改築設備工事	228,881,400	令和5年10月3日～ 令和7年2月7日
		校舎改築電気工事	174,216,900	令和5年10月3日～ 令和7年2月7日
		校舎及び付帯施設解体工事	138,688,000	令和7年3月19日～ 令和7年10月24日
		令和15年以降予定 屋内運動場（解体・改築）		
2	放虎原	南校舎棟長寿命化改良建築 工事	534,872,800	令和5年10月3日～ 令和7年1月31日
		長寿命化改良設備工事	249,544,900	令和5年10月3日～ 令和7年1月31日
		長寿命化改良電気工事	219,971,400	令和5年10月3日～ 令和7年1月31日
		1棟長寿命化改良建築工事	480,480,000	令和5年12月26日～ 令和7年1月31日
		渡り廊下棟増築建築工事	118,049,800	令和6年2月8日～ 令和7年2月17日
		令和15年以降予定 校舎の一部（長寿命化改修）		

3	鈴 田	校舎大規模改造建築工事 ほか4件	325,894,800	令和5年6月1日～ 令和6年3月1日 ほか
		令和10年以降予定 屋内運動場（長寿命化改修）		
4	旭が丘	屋内運動場長寿命化改良建 築工事	365,695,000	令和7年7月7日～ 令和8年5月13日
		令和7年以降予定 校舎（長寿命化改修）		
5	三 城	令和 8 年以降予定 校舎（解体・改築） 令和 1 5 年以降予定 屋内運動場（解体・改築）		
6	東大村	令和 1 1 年以降予定 校舎（長寿命化改修） 令和 1 2 年以降予定 屋内運動場（長寿命化改修）		
7	富の原	令和 1 1 年以降予定 校舎の一部、屋内運動場（長寿命化改修） 令和 1 3 年以降予定 校舎の一部（大規模改造）		
8	中 央	令和 9 年以降予定 校舎（解体） 令和 1 0 年以降予定 校舎（改築） 令和 1 5 年以降予定 屋内運動場（解体・改築）		
9	大 村	令和 1 3 年以降予定 屋内運動場（解体・改築） 令和 1 5 年以降予定 校舎（解体・改築及び大規模改造）		
10	黒 木	令和 1 3 年以降予定 屋内運動場（長寿命化改修） 令和 1 5 年以降予定 校舎（長寿命化改修）		
11	萱 瀬	令和 9 年以降予定 校舎、屋内運動場（解体） 令和 1 0 年以降予定 校舎、屋内運動場（改築）		
12	西大村	令和 1 5 年以降予定 校舎、屋内運動場（解体・改築）		
13	竹 松	令和 1 5 年以降予定 校舎（解体・改築及び大規模改造） 屋内運動場（解体・改築）		
14	松 原	令和 1 5 年以降予定 校舎、屋内運動場（解体・改築）		
15	三 浦	令和 1 5 年以降予定 校舎、屋内運動場（解体・改築）		

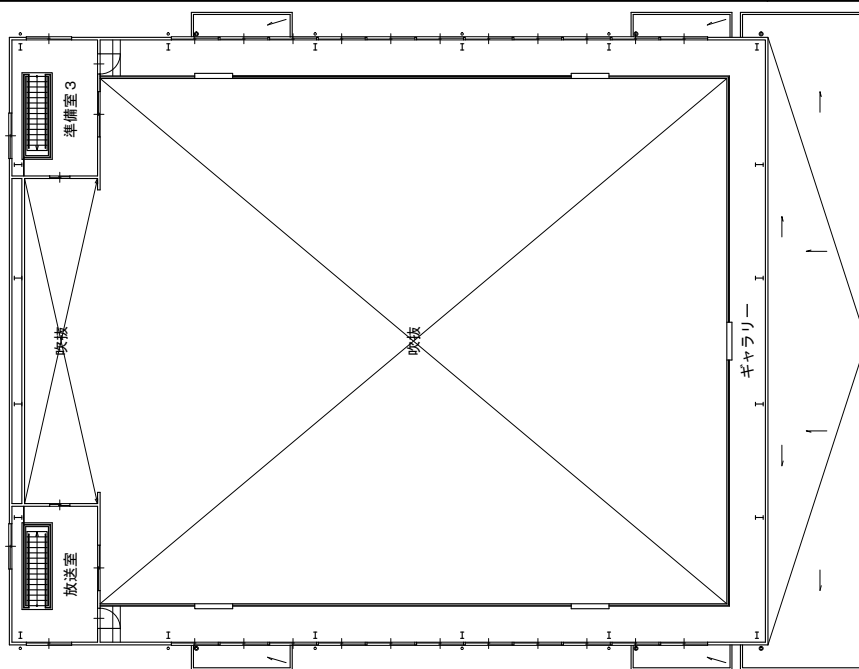
※今後、必要に応じて工事の工程などを変更する場合があります。



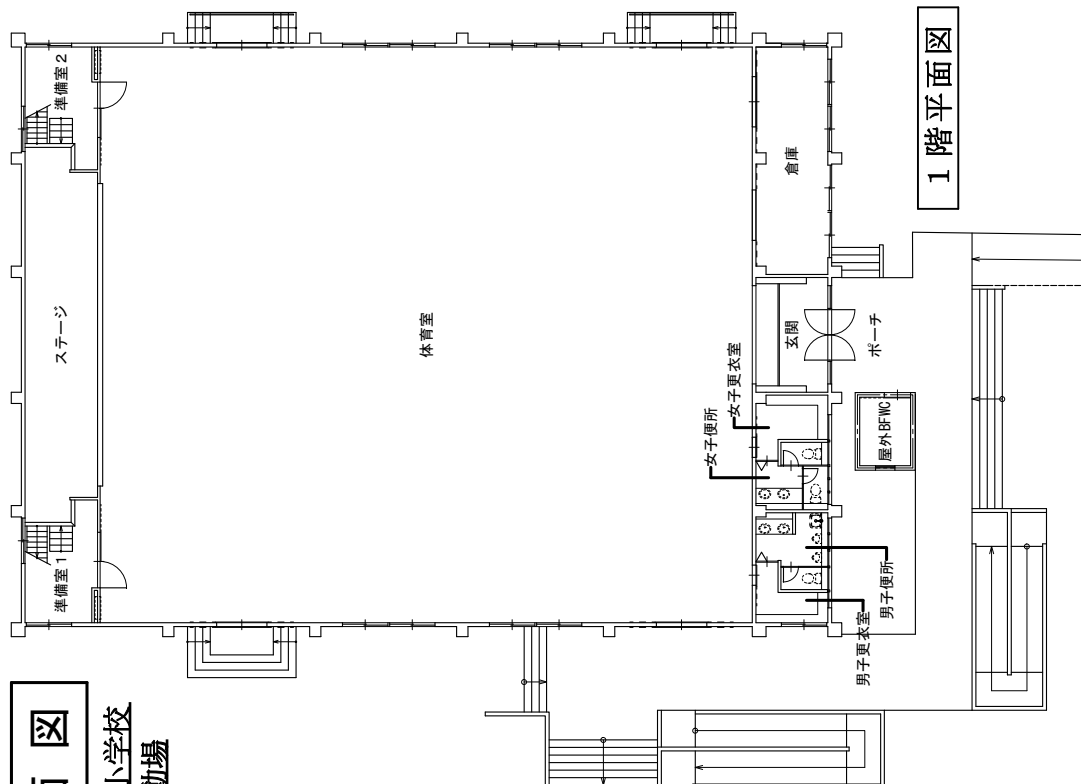
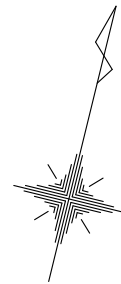


配置図

旭が丘小学校



2階平面図



1階平面図

平面図

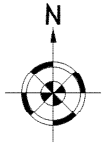
旭が丘小学校
屋内運動場

入札結果

工 事 名		旭が丘小学校屋内運動場長寿命化改良建築工事				
開札日時		令和7年5月16日（金） 午後1時30分				
工事場所		大村市木場1丁目129番地1				
設計額（税込み）		390,814,600 円				
予定価格(税込み)		390,814,600 円				
予定価格(税抜き)		355,286,000 円				
最低制限価格（税抜き）		327,602,000 円				
決定金額(税抜き)		332,450,000 円				
No.	業者名	第1回金額(円)		第2回金額(円)		摘 要
1	平山・野中特定建設工事共同企業体	332,450,000	1			落札
2	富永・岡山特定建設工事共同企業体	332,514,000	2			
3	伸栄・瀬尾特定建設工事共同企業体	333,000,000	4			
4	高瀬・県央グリーン開発特定建設工事共同企業体	332,880,000	3			

上記決定金額に 1 0 0 分の 1 0 に相当する額を加算した金額が契約の申込みに係る金額である。

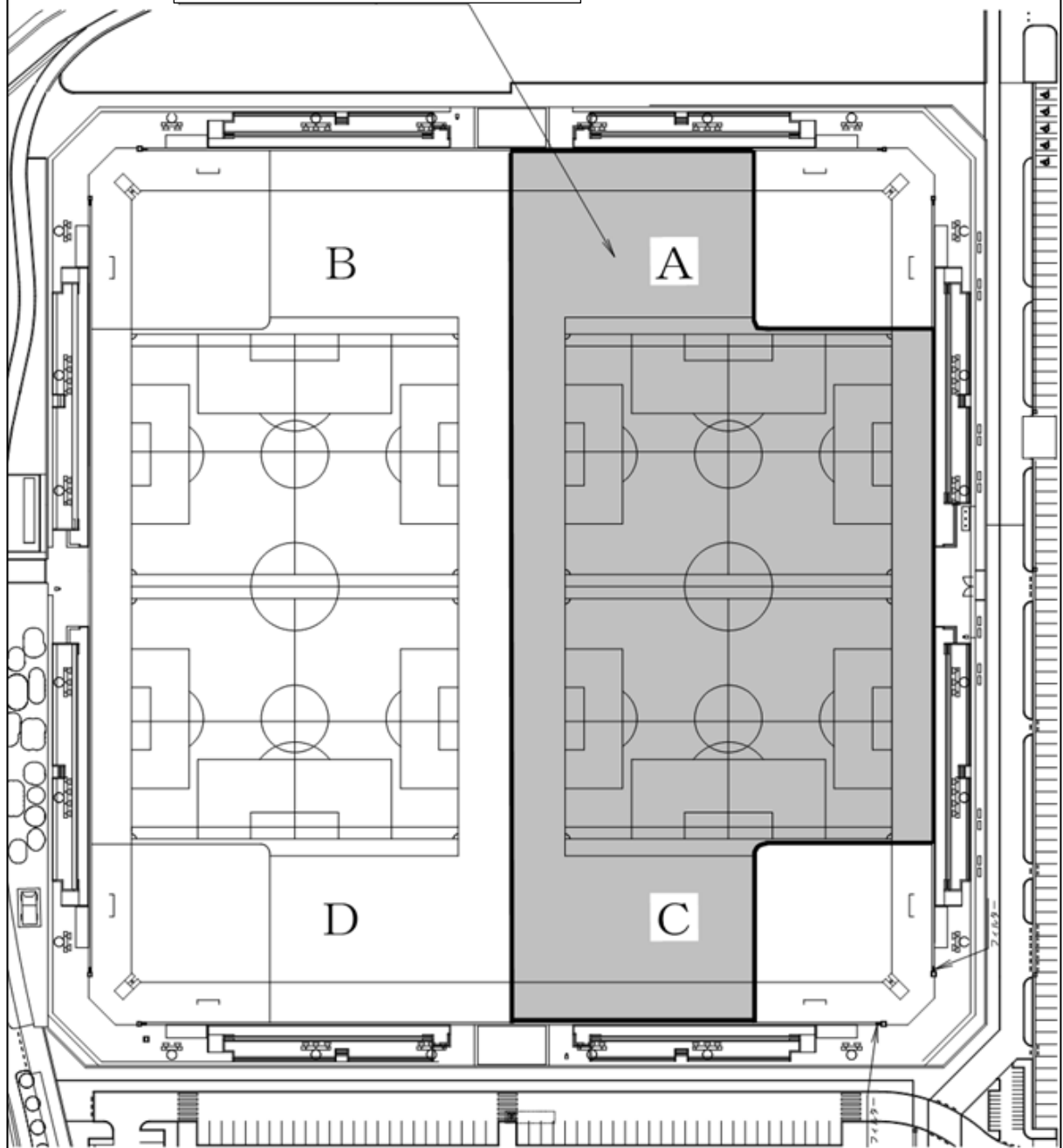
位 置 図



平面図

大村市総合運動公園多目的広場

人工芝敷設工事
(令和8年4月供用開始予定)



人工芝敷設工事のスケジュール

A・Cコート 令和8年4月供用開始予定
B・Dコート 令和9年1月供用開始予定

入札結果

工 事 名		大村市総合運動公園多目的広場人工芝敷設工事				
開札日時		令和7年3月14日（金） 午後1時30分				
工事場所		大村市黒丸町				
設計額（税込み）		381,845,200円				
予定価格(税込み)		381,845,200円				
予定価格(税抜き)		347,132,000円				
最低制限価格（税抜き）		321,265,000円				
決定金額(税抜き)		340,000,000円				
No.	業者名	第1回金額(円)		第2回金額(円)		摘 要
1	伸栄・平山特定建設工事 共同企業体	340,000,000	1			落札

上記決定金額に 1 0 0 分の 1 0 に相当する額を加算した金額が契約の申込みに係る金額である。

工事請負契約の変更について（第 6 1 号議案関係）

- 1 工 事 名 よし川防潮堰躯体工事
- 2 契約の相手方 富士興産・柿山産業特定建設工事共同企業体
代表者 大村市今富町 5 6 5 番地 2
株式会社富士興産
代表取締役 富永 弘幸
- 3 主な変更理由 (1) 河川掘削により生じた土砂について、その一部を後続工事で再利用する予定であったが、土質状況が想定よりも悪く、当該土砂の処分量が増加したため。
(2) 土留矢板等の仮設物について、後続工事においても引き続き使用することにより、全体工事費の圧縮を図るため、当該仮設物の賃借期間を延長する。

4 経 過

	契約金額	変更金額	工期
当初契約 (令和 5 年 12 月 21 日議決)	179,630,000 円	—	令和 5 年 12 月 26 日から 令和 7 年 6 月 30 日まで
変更契約 (令和 6 年 7 月 16 日専決処分)	<u>189,426,600 円</u>	9,796,600 円	同上
			
今回変更契約	<u>201,306,600 円</u>	11,880,000 円	同上

大村市税条例及び大村市都市計画税条例の改正概要（第62号議案関係）

1 軽自動車税種別割に係る原動機付自転車の車両区分の見直し

（税条例第65条関係）

軽自動車税種別割に係る原動機付自転車の車両区分を以下のとおり見直す。

車両区分		税率（年額）
(1)	総排気量が50cc以下のもの又は定格出力が0.6kw以下のもの（(3)及び(5)に掲げるものを除く。）	2,000円
(2)	2輪のもので、総排気量が50ccを超え、90cc以下のもの（(3)に掲げるものを除く。）又は定格出力が0.6kwを超え、0.8kw以下のもの	2,000円
(3)	2輪のもので、総排気量が125cc以下かつ最高出力が4kw以下のもの	2,000円
(4)	2輪のもので、総排気量が90ccを超えるもの（(3)に掲げるものを除く。）又は定格出力が0.8kwを超えるもの	2,400円
(5)	3輪以上のもの（一部を除く。）で、総排気量が20ccを超えるもの又は定格出力が0.25kwを超えるもの	3,700円

新設

2 特定マンションに係る固定資産税の減額措置に関する手続の見直し

（税条例附則第42項関係）

特定マンションに係る固定資産税の減額措置を受けようとする場合は、当該特定マンションの区分所有者（各戸の所有者）が申告書等を提出しなければならないところ、マンション管理組合の管理者等から必要書類の提出があり、減額措置の要件（※）に該当すると認められる場合には、当該区分所有者からの申告書等の提出を不要とする。

※ 建築後20年以上が経過している10戸以上のマンションで、過去に長寿命化工事を1回以上適切に実施していること等

3 その他の改正

所要の条文整理を行う。

4 施行期日

令和7年4月1日

大村市税条例（新旧対照表）（第1条関係）

改正後	改正前
(種別割の税率) 第65条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 原動機付自転車 ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの（ウ及びオに掲げるものを除く。） 年額 2,000円 イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの（ウに掲げるものを除く。）又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円 ウ 2輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円 エ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの（ウに掲げるものを除く。）又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円 オ 略 (2)・(3) 略 (種別割の減免) 第71条 略 2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。 (1)～(4) 略 (5) 原動機の総排気量又は定格出力（第65条第1号ウに掲げる原動機付自転車にあっては、原動機の総排気量及び最高出力）	(種別割の税率) 第65条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 原動機付自転車 ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの（エに掲げるものを除く。） 年額 2,000円 イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円 ウ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円 エ 略 (2)・(3) 略 (種別割の減免) 第71条 略 2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。 (1)～(4) 略 (5) 原動機の総排気量又は定格出力

改正後	改正前
(6)～(8) 略 3 略 (身体障害者等に対する種別割の減免) 第7 2条 略 2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同条第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を添付して、提出しなければならない。 (1)～(4) 略 (5) 運転免許証又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定	(6)～(8) 略 3 略 (身体障害者等に対する種別割の減免) 第7 2条 略 2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。 (1)～(4) 略 (5) 運転免許証の番号、交付年月日及び有効期限並びに運転免許

改正後	改正前
する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の有効期限並びに運転免許の種類及び条件が附されている場合にはその条件 (6) 略 3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。 4 略 5 略 6 略 附 則 1～10 略 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 10の2～10の22 略 10の23 法附則第15条第36項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 10の24 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。 10の25～10の41 略 10の42 市長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用すること	の種類及び条件が附されている場合にはその条件 (6) 略 3 略 4 略 5 略 附 則 1～10 略 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 10の2～10の22 略 10の23 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 10の24 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。 10の25～10の41 略

改正後	改正前
ができる。 10の43 10の44 11～43 略 略 略	10の42 10の43 11～43 略 略 略

大村市都市計画税条例（新旧対照表）（第2条関係）

改正後	改正前
附 則 1・2 略 (法附則第15条第36項の条例で定める割合) 3 法附則第15条第36項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 (法附則第15条第37項の条例で定める割合) 4 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。 5～13 略 (読替規定) 14 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。	附 則 1・2 略 (法附則第15条第37項の条例で定める割合) 3 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 (法附則第15条第38項の条例で定める割合) 4 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。 5～13 略 (読替規定) 14 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第34項まで、第37項、第38項、第42項若しくは第45項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

大村市国民健康保険条例の改正概要（第 6 3 号議案関係）

1 国民健康保険税の課税限度額の引上げ

	【改正前】	→	【改正後】
基 礎 課 税 額	6 5 万円		6 6 万円
後期高齢者支援金等課税額	2 4 万円		2 6 万円
介 護 納 付 金 課 税 額	1 7 万円		1 7 万円
課 税 限 度 額	1 0 6 万円		1 0 9 万円

2 低所得世帯に係る国民健康保険税の軽減基準額の引上げ

軽減割合	【改正前】	→	【改正後】
7 割	基礎控除額 4 3 万円※ ¹		基礎控除額 4 3 万円※ ¹
5 割	基礎控除額 4 3 万円※ ¹ + 2 9 . 5 万円 × (被保険者数※ ²)		基礎控除額 4 3 万円※ ¹ + 3 0 . 5 万円 × (被保険者数※ ²)
2 割	基礎控除額 4 3 万円※ ¹ + 5 4 . 5 万円 × (被保険者数※ ²)		基礎控除額 4 3 万円※ ¹ + 5 6 万円 × (被保険者数※ ²)

※ 1 世帯に給与所得者及び年金所得者が 2 人以上いる場合は、「基礎控除額 4 3 万円」に「1 0 万円 × (給与所得者及び年金所得者の数 - 1)」を加算

※ 2 特定同一世帯所属者（同じ世帯内において 7 5 歳に到達したこと等により国民健康保険制度から後期高齢者医療制度に移行した者をいう。）がいる場合は、その数を「被保険者数」に加算

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

大村市国民健康保険条例（新旧対照表）

改正後	改正前
(課税額) 第11条 略 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が660,000円を超える場合においては、基礎課税額は、660,000円とする。 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が260,000円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、260,000円とする。 4 略 (保険税の減額) 第25条 次の各号に掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第11条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が660,000円を超える場合には、660,000円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が260,000円を超える場合には、260,000円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が170,000円を超える場合には、170,000円）の合算額とする。 (1) 略	(課税額) 第11条 略 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が650,000円を超える場合においては、基礎課税額は、650,000円とする。 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が240,000円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、240,000円とする。 4 略 (保険税の減額) 第25条 次の各号に掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第11条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が650,000円を超える場合には、650,000円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が240,000円を超える場合には、240,000円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が170,000円を超える場合には、170,000円）の合算額とする。 (1) 略

改正後	改正前
(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき305,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア～カ 略 (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき560,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。） ア～カ 略 2・3 略	(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき295,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア～カ 略 (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき545,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。） ア～カ 略 2・3 略

市道上の自動車破損事故について（報告第 1 1 号関係）

1 経緯

令和 6 年 1 0 月 3 日午後 5 時頃、XXXXXXXXXX（以下「相手方」という。）所有の普通自動車が生野市道日泊今村線を走行中、市道における舗装の沈下箇所（深さ 7 c m）に気付かず通過した際、車両が跳ね上がり、その先の別の沈下箇所（深さ 5 c m）に着地し、プロペラシャフト、マフラー等を破損した。

2 事故の原因及び処理

事故の原因は、本市による車の往来、経年劣化等により生じた沈下箇所の発見が遅れ、危険箇所の表示等の安全対策を講じていなかったことによるものである。

事故発生後、相手方と事後措置について協議を行い、下記 3 のとおり示談した。

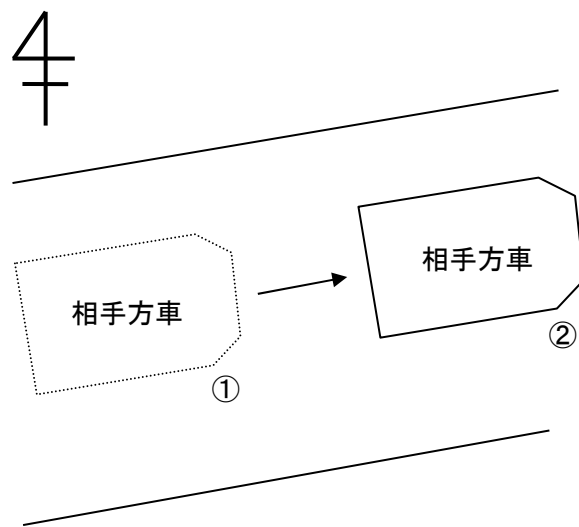
なお、沈下箇所については補修した。

3 示談内容

大村市は、相手方に対し、修理費等の 5 割に相当する額 1 8 4, 6 5 2 円（全額保険対応）を損害賠償金として支払う。

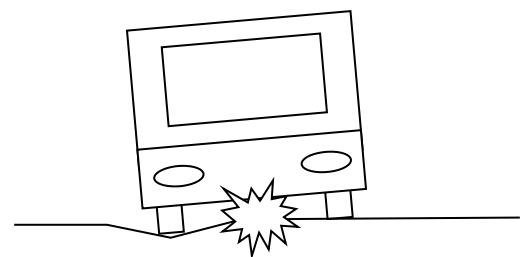


詳細図 1 (平面図)



- ①舗装の沈下箇所（深さ 7 c m）による車両の跳ね上がり
- ②車両の底部が舗装の沈下箇所（深さ 5 c m）と接触

詳細図 2 (前面図)



舗装の沈下箇所（深さ 5 c m）により、プロペラシャフト等を破損

市道上の歩行者負傷事故について（報告第12号関係）

1 経緯

令和6年10月10日午前7時30分頃、通学中の児童（8歳）が市道宮小路三丁目5号線の側溝蓋の上を通行した際、当該側溝蓋がずれて右足が側溝に落ち、当該右足のすね周りを負傷した。

2 事故の原因及び処理

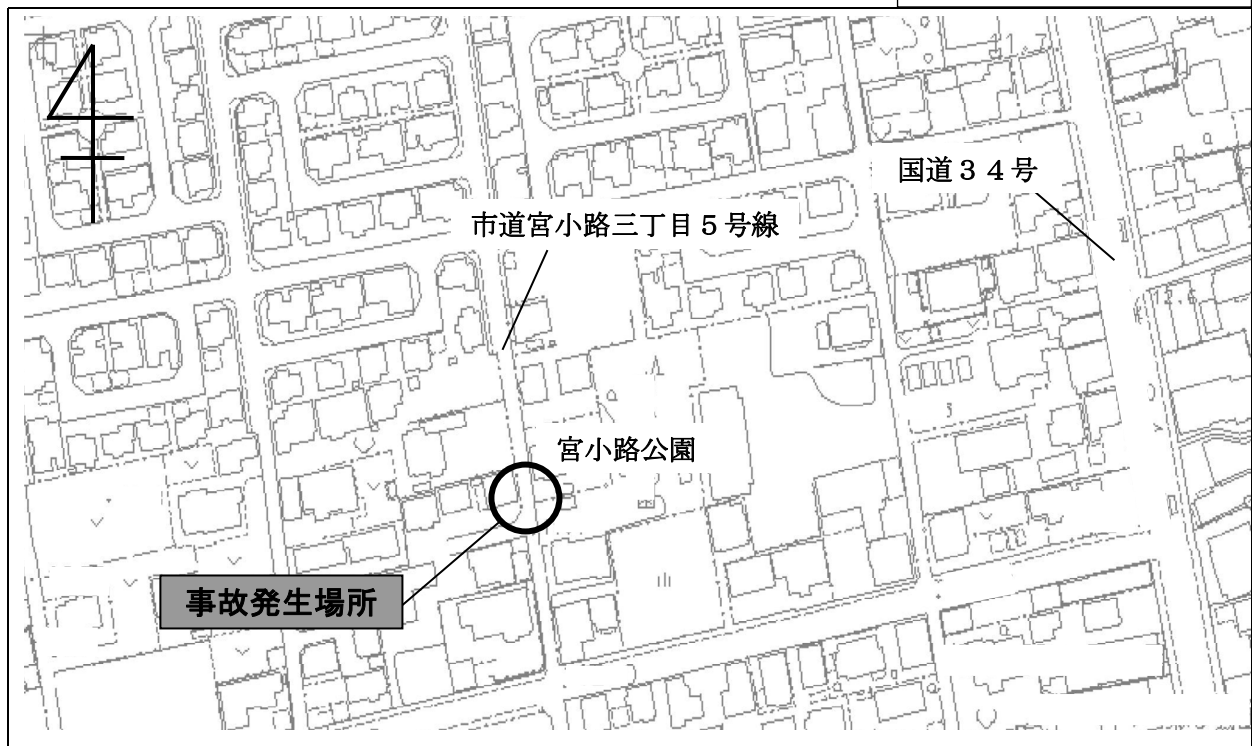
事故の原因は、本市による側溝蓋の不全の発見が遅れ、安全対策を講じていなかったことによるものである。

事故発生後、被害児童の保護者と事後措置について協議を行い、下記3のとおり示談した。

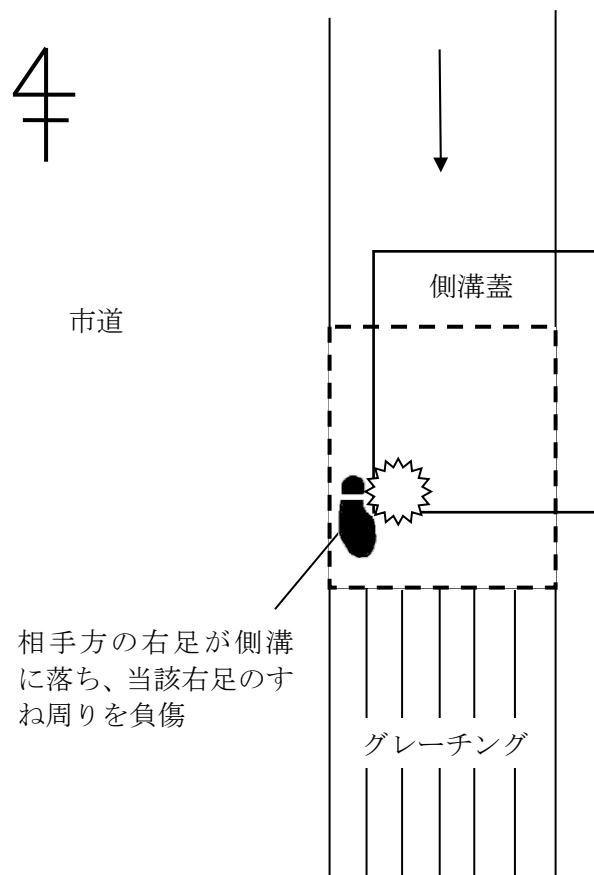
なお、当該側溝蓋についてはグレーチング蓋への交換を行い、周辺の側溝蓋の不全がないことを確認した。

3 示談内容

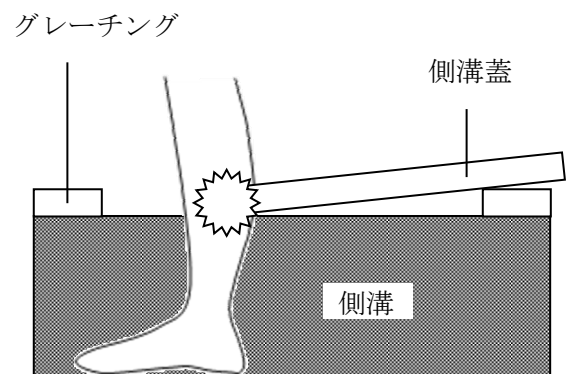
大村市は、XXXXXXXXXX及びXXXXXXXXXXに対し、治療費等の5割に相当する額6,130円（全額保険対応）を損害賠償金として支払う。



詳細図 1 (平面図)



詳細図 2 (側面図)



大村市立大村中学校における自動車損傷事故について（報告第13号関係）

1 経緯

令和7年2月7日午後3時54分頃、XXXXXXXXXX（以下「相手方」という。）所有のタクシーが、大村市立大村中学校の敷地から道路に出ようと門扉のレール上で一時停止した際、強風により当該門扉が動き出し、車両左側後方に接触し、当該車両の左リアドア等を損傷した。

2 事故の原因及び処理

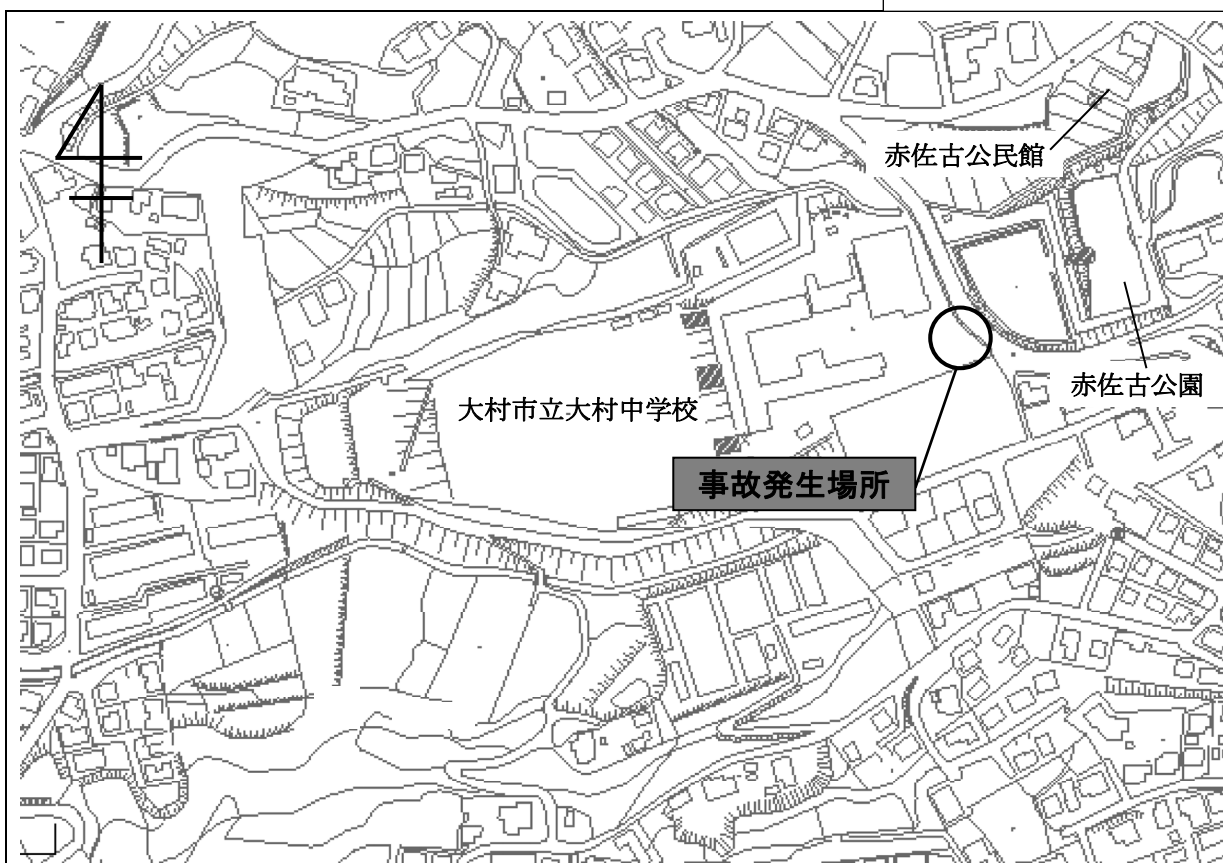
事故の原因は、門扉を固定する丸落としの受け口が泥で詰まっており、当該門扉を十分に固定できていなかったことによるものである。

事故発生後、相手方と事後措置について協議を行い、下記3のとおり示談した。

なお、当該受け口の掃除を行うとともに、市内の小中学校に対し、門扉の丸落としの受け口を定期的に掃除し、強風時は門扉をロープ等で固定するよう周知した。

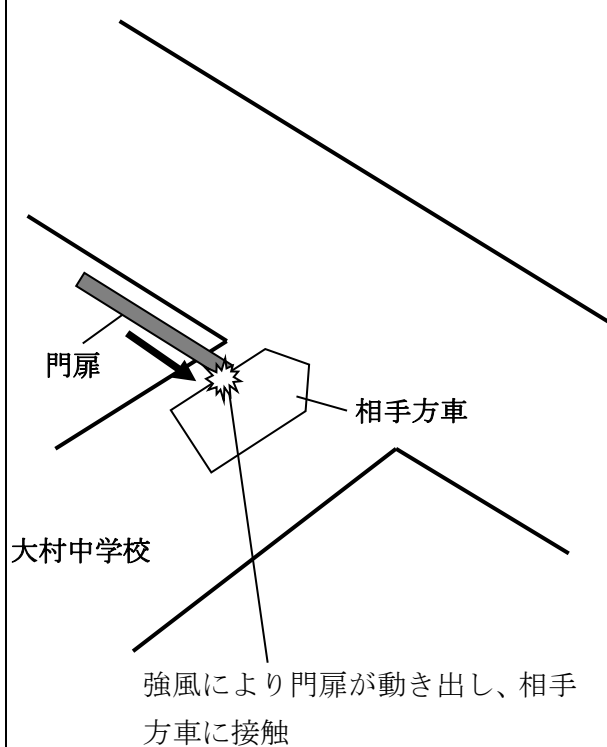
3 示談内容

大村市は、相手方に対し、修理費の全額49,940円（全額保険対応）を損害賠償金として支払う。

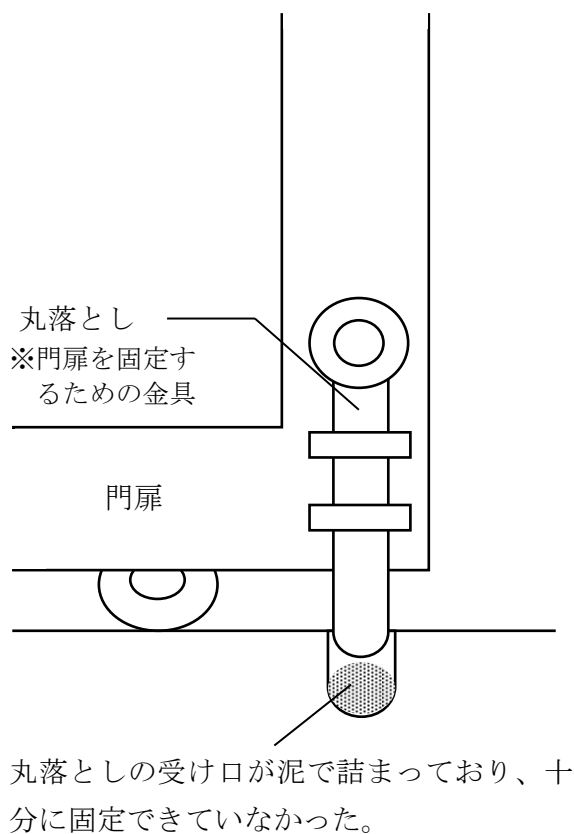


詳細図 1 (平面図)

4



詳細図 2 (側面図)



印鑑登録の手続における印鑑破損事故について（報告第14号関係）

1 経緯

令和7年2月25日午前中、XXXXXXXXXX（以下「相手方」という。）が行った印鑑登録の申請に係る事務処理のため、本市市民環境部会計年度任用職員が、関係書類に相手方所有の印鑑を押印した際、当該印鑑の縁を破損させた。

2 事故の原因及び処理

事故の原因は、当該会計年度任用職員が、当該印鑑の状態を十分に確認せず、押印したことによるものである。

事故発生後、相手方と事後措置について協議を行い、下記3のとおり示談した。

なお、当該会計年度任用職員をはじめ印鑑登録の申請に係る事務処理を行う職員に、登録する印鑑の状態を十分に確認し、慎重に取り扱うよう注意喚起を行った。

3 示談内容

大村市は、相手方に対し、破損した印鑑の価格に相当する額2,200円（全額保険対応）を損害賠償金として支払う。